

閉会挨拶：ビジネス法務学から見た高齢者学

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-10-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 眞朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1924

閉会挨拶

——ビジネス法務学から見た高齢者学——

武蔵野大学教授・同大学院法学研究科長・同法学研究所長

池田 眞朗

池田 ありがとうございます。皆さま、お疲れさまでした。武蔵野大学法学研究所長、大学院法学研究科長を務めております池田眞朗でございます。慶應義塾大学の名誉教授にもなっております。それでは共同主催の責任者の一人として、私から閉会のごあいさつを申し上げます。今、樋口先生からおっしゃられたようなまとめがうまくできる能力があるかどうかは別として、お話をさせていただきたいと思います。まずは、本日も講演をいただきました、東京大学名誉教授、東京大学高齢社会総合研究機構客員教授、同大学未来ビジョン研究センター客員教授の秋山弘子先生、同じく東京大学高齢社会総合研究機構、未来ビジョン研究センターの客員研究員で元厚生労働省次官でいらっしゃる辻哲夫先生、さらに慶應義塾大学大学院法務研究科教授の西希代子先生、日本弁護士連合会副会長でいらっしゃる弁護士の小此木清先生に厚く御礼を申し上げます。

また本日のコーディネーターで司会もお務めいただきました。本学の樋口範雄特任教授にも深甚の御礼を申し上げます。主催者が申し上げるのも何ですけれども、素晴らしい第1級のシンポジウムになったというふうに私は感じております。

本シンポジウム発案の経緯

本日のシンポジウムは、先にご紹介いただきましたけれども、私ども法

学研究所がちょうど 1 年前の昨年 3 月 2 日に開催いたしました、本学法学研究科ビジネス法務専攻の博士課程開設を記念する 3 連続のフォーラムの第 3 回『高齢者とビジネスと法』（武蔵野法学 15 号 228 頁以下）に続くものであります。やはりオンラインで全国から 80 名以上の研究者や実務家の皆さまにお集まりをいただいたわけですが、このフォーラムで、本学の大学院にも在籍されている、全国地域生活支援機構理事の尾川宏豪さんが、当日のご報告の中で提案された「還暦式」のプランが、その後の検討を経て、本年 9 月に開催が予定される「古稀式」の行事に結実することになった次第です。従いまして、本日は、その背景ないし根底にあるべき高齢者学、もしくは「高齢者法学」の進化発展のためにこういうシンポジウムを開催したいということ、この私が発案をしたものであります。

もっとも今回、発案者は何もいたしませんで、ただ法学研究所長として、古稀式の実施母体をお引き受けいただきました武蔵野大学しあわせ研究所に、本日のシンポジウムの共催をお願いしたというだけでありまして、後の企画から先は全て樋口先生にご尽力をいただいてしまった次第です。

高齢者学の研究拠点へ

ただ、発案者としての私の思いをいくつか手短かに申し述べさせていただきます。一点目は、武蔵野大学がわが国の高齢者学ないし高齢者法学の研究拠点の一つである、あるいは一つになりつつあるということ、この機会に認知をしていただきたいということであり、これは例えば、「古稀式」という新しいイベントの開催について、武蔵野市等の自治体に協賛をお願いしにまいりますと、ご趣旨は結構だけれどもなぜ武蔵野大学が、というご質問をよく受けました。ということは、まだ本学は高齢者学ないし高齢者法学の研究拠点として認知されていないということでもあります。

しかし、本学は私が法学部長として樋口先生を本学に招聘した 2017 年か

ら、私が「高齢者社会と法」という科目を法学部法律学科につくって樋口先生にご担当いただいています。そして樋口先生ご自身が主催された研究フォーラムの開催等も既に行われております。つまりもう5年の教育研究の実績があるわけであります。

付け加えますと、本学法律学科は私の独自の「民事基本法先行集中学習カリキュラム」というものを採用しております。民法の財産法は2年生で全部授業が終わるのです。これは慶應よりも東大よりも早いと思います。ですから、武蔵野大学の法律学科の諸君は、本学は4学期制でやっているのですけれど、2年生になると1学期と3学期は毎週4コマ、2学期と4学期は毎週2コマ、民法を学んでいるのです。それで民法財産法は、総則から債権総論まで全部2年生で終わります。だから3、4年生で高齢者法をやっても（民法家族法部分も並行して授業が置かれていますので）カリキュラム上そんなに無理はないということなのです。

ルール創りの研究・教育の実践

さらに、第二点目を申し上げますと、本学大学院法学研究科というのはビジネス法務専攻と銘打って2018年にスタートしました。ビジネスというと、何か商業主義と誤解されるといけないのですけれども、現代のビジネス法務ないしビジネス法務学というのは、SDGsとESGの考え方から切り離せないものでありまして、決してお金もうけの話ではないのであります。

ただ、私が大学院開設の段階で考えましたのは、これはそれ以前の2014年の本学法学部開設のところからなのですけれども、法律学を、従来の、学説などを重視するいわゆる解釈学偏重の学問から、現実社会の紛争解決、さらには紛争になる以前の、それぞれの社会集団において「構成員を幸福にするためのルール作り」に寄与する学問として捉え直していこうと、こういうことでありました。理論のための学問、学者のための学問ではなく、

実践のための学問、世の中を幸せに導くための法律学の探求、こういうことを標榜してきたわけであります。

ですから皆さん、本日のシンポジウムのタイトルを見てください。『高齢者学から実践へ』なんです。これは、実務とかいわゆるノウハウの問題ではなくて、理論があつての実践なのですけれども、高齢者学は何よりその対象者であり主体である高齢者のかたがたを幸福に導く実践ができるものでなければならないはずだと。と同時に、高齢者だけでなく、そこに关わる他のさまざまな、私、民法や金融法を専門にしておりますので、そういう言葉を使いますと、さまざまなステークホルダーの立場にも立って考究されなければならない。ビジネス法務学の考え方というは、このように、「さまざまな当事者の立場に立った実践」ということと親和的になるんです。これは、今触れました、私の専門の民法学でも金融法学でも全く同じであります。ですからその実践の一つとして、本年9月の古稀式のイベントを位置付けた、という次第であります。

ご参加、ご視聴の皆さまには、こういうつながり、こういう発想の中で、本日のシンポジウムの意味をご理解いただければ、大変幸いです。

今後の高齢者学への期待

もう終了の予定時間なのですが、秋山先生、辻先生のお話等から少し付け加えさせていただきますと、まず本日のジェロントロジーの第一人者の秋山先生のお話にもありましたように、ジェロントロジーという語には、老人学という訳語が定着しているようであります。そしてそこから高齢者学ということになるのですけれども、私はこれに対して、まさに先ほどの秋山先生のセカンドキャリアのお話にもありましたが、最近のアクティブエイジングというような表現を取り入れた、元気な高齢者をイメージできる学問が、そういう名前が付いた学問分野ができてこないのかなと

いうふうに思っております。

というのも、これは、今日は詳しくお話する場ではないのですが、単に元気な高齢者が増えた、増えないといけないということではなくて、現代の社会自体が、いわゆる Society5.0 以降の高度知識社会において、人は若者も高齢者も、そもそも学び続けなければ生きていけない。学ぶことと生きることがイコールで結ばれる。そういう社会が到来していると考えるからであります。「古稀式」はそういう意味で、人生 100 歳時代の後半の生き方、楽しみ方を考えて設計する場、そういう情報を提供する場にしたいというわけであります。

ビジネス法務学からの連携

ただ、そうはいっても先ほどの辻先生のお話は重い事実でありまして、多くの人は認知症になって判断力を失う。学びたくても学べなくなる。意思決定ができなくなる。そこで一番の問題は現在、例えば成年後見という制度は使うステージが遅過ぎるんですね。ということで、辻先生から、あるいは小此木先生からお話がありましたように、その認知症になる前の財産管理と身上監護、こういうものがもっとしっかり検討されなければいけない。

これは、まさに、ビジネス法務の活躍すべき場面なんです。今日の出てきたお言葉でいえば、民間事業者の力をもっと高めていって、そこにおける、いろいろな契約形態等を研究していかないといけない。先ほどお名前を出しました尾川宏豪さんの、わが法学研究科修士課程の修士論文のテーマは「死後事務委任契約」です。ですから、その判断力がなくなる前にその財産管理と身上監護を死後の財産の処分にまでつなげる契約ができないか。これは、法律的にはいろいろ問題も出てくるわけですけど、そういうテーマで論文を書いていただきました。

ということで、いろいろお話ししましたけれども、本日の先生がたのご報告の長寿社会、超高齢社会をそういう感覚で捉えていただいて、皆さまがそれぞれのお立場で今後のさらなる検討に生かしていただければ、大変幸いであります。重ねて、報告者の先生がたに御礼を申し上げ、また最後までご参加、ご視聴いただきました 70 名を超える多数の皆さまにも心からの御礼を申し上げて、私の閉会のごあいさつといたします。ご視聴の皆さま、反応のボタンで本日の報告者の皆さまに拍手をお送り願えますでしょうか。ありがとうございます。本日は本当にありがとうございました。では樋口先生、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

樋口 繰り返しになりますが、あらためて申し上げます。今日、本当にご参加いただいてありがたいと思います。私のメールアドレスなんかも公表していますし、何らかの形でご感想やなんかも寄せていただければ、今後の糧にはしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。今日はどうも本当にありがとうございました。それでは、皆さま、本当お疲れさまでした。ご退室ください。どうも本当にありがとうございました。

一同 ありがとうございました。